

## 債務負担行為等に係る契約の特約（建設工事）

（債務負担行為等に係る契約の特則）

第1条 債務負担行為及び継続費（以下「債務負担行為等」という。）に係る契約において、各会計年度における工事請負費の支払限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

令和5年度	0円
令和6年度	残 額

2 各会計年度の出来高予定額は、次のとおりとする。

令和5年度	0円
令和6年度	残 額

3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

（債務負担行為等に係る契約の前金払の特則）

第2条 この契約に係る前払金について、発注者は、契約書記載の金額以内で各会計年度に次の金額以内で支払う。

令和5年度	0円
令和6年度	出来高予定額の40%相当額

2 この契約において、焼津市建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）第34条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末）」と、約款第34条第1項を除く第34条及び第35条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における約款第37条第1項の請負代金相当額（以下本条及び次条において「請負代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、請負者は、予算の執行が可能となる時期前に前払金の支払いを請求することはできない。

3 この契約において、当該会計年度末における請負代金相当額の10分の9の額が当該会計年度の前払金額に達しない場合には、請負者は、当該年度の前払金額から請負代金相当額の10分の9を差し引いた金額を返還しなければならない。

4 前項の場合において、第3条第4項の規定にかかわらず、請負者は、部分払金の請求をすることができない。

5 第3項の場合において、発注者は、第2条第1項の規定にかかわらず、翌会計年度以降の前払金を契約書記載の前払金額から当該年度末における請負代金相当額の10分の9の額を控除した額以内で支払う。ただし、請負者は、前払金の返還をした後でなければ、請

求をすることができない。

(債務負担行為等に係る契約の部分払の特則)

第3条 この契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、請負者は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払金を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、請負者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払金の支払いを請求することはできない。

2 この契約において、焼津市工事執行規則第45条第1項ただし書き中「特に必要があると認める場合」とあるのは「債務負担行為等に係る2年以上にわたる場合」と、同規則第45条第8項ただし書き中「市長が特に必要があると認めたとき」とあるのは「債務負担行為等に係る2年以上にわたるもの」と読み替えてこれらの規定を適用する。

3 この契約において、当該年度の前払金の支払いを受けていない場合の部分払金の額については、約款第37条第6項中「前払金額」とあるのは「当該会計年度の前払金額」と、「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額」と読み替えて、約款第37条第6項及び第7項の規定を準用するものとする。

4 この契約において、当該年度の前払金の支払いを受けている場合の部分払金の額については、前項の規定にかかわらず、次式により算定する。

$$\text{部分払金の額} \leq \text{請負代金相当額} \times 9 / 10$$

－（前会計年度までの支払金額＋当該会計年度の部分払金額）

－ { 請負代金相当額 － （前年度までの出来高予定額＋出来高超過額） }  
× 当該会計年度の前払金額 / 当該会計年度の出来高予定額

5 契約書記載の部分払の回数には、各会計年度末における部分払を含むものとする。

(債務負担行為等に係る契約解除に伴う措置の特則)

第4条 契約の解除に伴う措置については、約款第46条第3項中「第34条」とあるのは、「第34条（この特約第2条において準用する場合も含む。）」と、第37条とあるのは、「第37条及びこの特約第3条」と読み替えて、これらの規定を準用する。